



令和3年 (2021年) 5月19日(水)

No. 15414 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会  
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)  
郵便番号 104-0061  
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3535-5347  
近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4  
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円  
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

経済産業調査会ポータルサイト <https://www.chosakai.or.jp/>

目次

☆『造形デザイン』の知財判決紹介 (25)

－意匠の類否判断における公知意匠の参酌－ (1)

☆特許庁人事異動…………… (11)

# 『造形デザイン』の知財判決紹介 (25)

## －意匠の類否判断における公知意匠の参酌－

大阪高判令和2年7月31日〔トレーニング機器2審〕令和2年(ネ)第211号意匠権侵害差止等請求控訴事件  
(原審 大阪地方判令和元年12月17日〔トレーニング機器1審〕平成29年(ワ)第5108号)

京橋知財事務所

弁理士 梅澤 修

### 【事件の概要】

本件は、原告控訴人(X)が、自己の意匠権(登録意匠第1536247号「トレーニング機器」(本件意匠))について、被告被控訴人(Y)がこれと類似する意匠のトレーニング機器(Y商品)を製造・販売し、X意匠権を侵害するとして、Y商品の製造・販

売等の差止等を求めた事案である。原審大阪地裁は、Y商品に係る意匠(Y意匠)は、本件意匠に類似しないとし、Xの請求をいずれも棄却したところ、Xが控訴したものである。大阪高裁は、原審の類否判断をほぼそのまま引用し、控訴を棄却している。しかし、意匠の類否判断の一般論について一部修正し、



### 新樹グローバル・アイピー特許業務法人

大阪市北区南森町1丁目4番19号サウスホレストビル11階 〒530-0054  
Tel 06-6316-5533 Fax 06-6316-5544  
<http://www.giplaw-osaka.co.jp> [mailosaka@giplaw-osaka.co.jp](mailto:mailosaka@giplaw-osaka.co.jp)

代表弁理士 山下 託嗣  
代表弁理士 村井 康司  
代表弁理士 加藤 秀忠  
弁理士 堀川 かおり  
弁理士 元山 雅史  
弁理士 小野 健太郎  
弁理士 原田 泉  
弁理士 川分 康博  
シニアカウンセラー 小野 由己男\*

弁理士 合路 裕介\*  
弁理士 渡辺 尚  
弁理士 吉田 新吾  
弁理士 石川 貴之  
弁理士 松山 習  
弁理士 三崎 正輝\*  
弁理士 古賀 稔久

中国弁理士 吳 芳  
カスタマー・サービスマネージャー

弁理士 西尾 剛輝  
弁理士 魯 佳瑛  
弁理士 宮垣 文晴  
弁理士 夫 世進  
弁理士 黒川 惇  
弁理士 上田 雅子

中国弁理士 鄭 徳虎  
フィリップ・シェンハオ・トン\*

弁理士 大西 一郎  
弁理士 小林 亜子  
弁理士 香山 良樹  
弁理士 小出 宗一郎  
弁理士 岡崎 信治  
弁理士 金田 祥子

韓国弁理士 朴 沼泳  
日本弁理士

\*米国パテント・エージェント試験合格者(未登録)